

平成 26 年

厚木愛甲環境施設組合議会第 1 回定例会会議録

平成26年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会会議録

平成26年3月26日（水）午前10時開会

出席議員 13人

1番		太	田		洋
2番		小	島	一	郎
3番	(議長)	田	上	祥	子
4番		神	子	雅	人
5番		渡	辺	貞	雄
6番		井	上	敏	夫
7番		古	川		環
8番		鈴	木	一	之
9番		鳥	羽		清
10番		小	林	敬	子
11番		木	下	眞	子
12番	(副議長)	落	合	樹	二
13番		岩	澤	敏	雄

欠席議員 なし

説明のための出席者

管 副 会 事 事	管 計 務	理 管 理 局 次	者 者 者 長 長	小 大 鈴 小 長 飯	林 矢 木 村 嶋 田	常 明 惠 一 睦	良 夫 勲 治 樹 美
-----------------------	-------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------

事務局出席者

書 書	記 記	本 小	杉 瀬 村	重 伸	德 一
--------	--------	--------	-------------	--------	--------

議 事 日 程

- 1 議席の指定
- 2 会期の決定
- 3 議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について
- 4 一般質問

番号	質 問 者	質 問 の 件 名	頁
1	井 上 敏 夫	(1) ごみ中間処理施設について ア 財源確保と予算執行について (7) 循環型社会形成推進交付金制度の要件は。 (4) 予算執行の条件は。	6
2	岩 澤 敏 雄	(1) 最終処分場について ア 施設の稼働時期について (7) 保安林解除等の法規制解除が遅れているようだが、平成28年度稼働はどうか。	10

- 5 議案第1号 平成25年度厚木愛甲環境施設組会計補正予算（第2号）
- 6 管理者施政方針
- 7 議案第2号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第3号 平成26年度厚木愛甲環境施設組会計予算
- 9 陳情第1号 新ごみ中間処理施設を金田地区に建設することに反対する陳情

議 長 諸 報 告

- 9月2日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（7月分）
- 9月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（8月分）
- 10月8日 厚木愛甲環境施設組合議会先進事例視察のため、議長、副議長及び議員10人が島根県浜田市埋立処分場の視察を行った（2日間）。
- 10月23日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（9月分）
- 11月1日 鈴木一之議員、馬場司議員、井出一己議員から組合議会議員辞職願が提出され、11月13日付けで許可した。
- 同 日 組合議会議員の選出について、厚木愛甲環境施設組合管理者に依頼した。
- 11月14日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、組合議会議員の選出について、報告があった。
- 11月15日 議会運営委員会委員の選任について、愛川町選出議員の小林敬子議員、木下眞樹子議員を指名した。
- 同 日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、臨時全員協議会の開催について、依頼があった。
- 11月27日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。
例月出納検査結果報告（10月分）
- 1月6日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

例月出納検査結果報告（11月分）

1月27日 最終処分場建設予定地及びごみ中間処理施設建設予定地の状況を調査するため、議長、副議長及び議員8人が、清川村及び厚木市の建設予定地を現地視察した。

1月31日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

例月出納検査結果報告（12月分）

2月6日 平成26年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、議会運営委員会へ諮問した。

2月24日 陳情第1号を受理した。

2月26日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

例月出納検査結果報告（1月分）

同日 厚木愛甲環境施設組合監査委員から、監査結果報告があった。

定期監査結果報告

2月28日 議会運営委員会委員長から、平成26年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会の運営について、答申があった。

3月7日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成26年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会招集通知があった。

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、平成26年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会提出議案の送付があった。

議案第1号～第3号 3件

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者に対し、説明員の出席を要求した。

同日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、臨時全員協議会の開催について、依頼があった。

3月10日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の出席について、報告があった。

3月25日 厚木愛甲環境施設組合管理者から、説明員の変更について、報告があった。

本日の付議事件

1

） 議事日程に同じ

9

○田上祥子議長 ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。

ただいまから平成26年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を開会いたします。

この際、議事の進行上、愛川町議会選出議員については仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

日程に入ります。

○田上祥子議長 日程1「議席の指定」を行います。

愛川町議会から、選挙により新たに選出された議員の議席について、会議規則第3条第2項の規定により議長が指定いたします。

議席番号と氏名を読み上げます。

8番 鈴木一之議員

9番 鳥羽 清議員

10番 小林敬子議員

11番 木下眞樹子議員

以上であります。

ただいま読み上げましたとおり議席を指定いたします。氏名標をお立て願います。

ここで、会議規則第78条の規定によって、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。太田洋議員、小島一郎議員にお願いいたします。

議長の諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

○田上祥子議長 日程2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○田上祥子議長 日程3「議会運営委員会の調査事件及び継続調査期限について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付のとおり調査を願うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○田上祥子議長 日程4「一般質問」を行います。

通告に従い、順次質問を許します。井上敏夫議員。

○6番 井上敏夫議員 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

ごみ中間処理施設につきましては、候補地の選定は厚木市、建設は厚木市、愛川町、清川村で組織する厚木愛甲環境施設組合が進めるという複雑な組織体系のもと、建設に向けた事務事業が粛々と進められているところでございます。

去る2月26日に開催されました第1回厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会の公開議事録の概要を見ますと、ごみ処理方式は、最新の技術、あるいは最新の考え方でご検討いただきたい、ごみ処理技術は日進月歩の分野と聞いておりますとの事務局説明があります。委員からは、安心・安全なよりよい施設、全国に先駆けた施設を建設していただきたいとの思いも述べられております。

ごみ中間処理施設は、何よりも多額の経費を必要とする施設であります。費用対効果の検証はもちろん、関係市町村の財政負担を極力軽減するために、財源確保に向けた一体的な施設整備計画の策定が肝要であると考えます。

ごみ焼却施設は、市民、町民、村民の快適な生活環境を維持するために必要不可欠な施設であると同時に、施設周辺の住民や農耕者等関係者にとって迷惑施設であることになりません。本議会においても陳情が出されております。代表民主制において、住民の意思を行政に吸い上げ反映させるパイプチャ

ンネルが十分に通じていないとも見受けられる状況が生じてきております。予算執行に当たり、関係者には情理を尽くしての対応を望むところでもあります。

質問をまとめます。

(1) ごみ中間処理施設について

ア 財源確保と予算執行について

(ア) 循環型社会形成推進交付金制度の要件は。

(イ) 予算執行の条件は。

以上でございます。ご答弁よろしくお願いたします。

○小林常良管理者 おはようございます。ただいま井上敏夫議員から、ごみ中間処理施設について、財源確保と予算執行について、循環型社会形成推進交付金制度の要件は、予算執行の条件はとのお尋ねでございますが、本交付金制度につきましては、市町村あるいは一部事務組合が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成する循環型社会形成推進地域計画に基づく事業に対して国から交付されるものでございまして、交付金を受けるためには、事業をこの計画に位置づける必要がございます。

今後におきましても、交付金の適正な確保に努めながら、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画にのっとり、着実に施設整備を進めるべく、予算を執行してまいります。

○6番 井上敏夫議員 ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

循環型社会形成推進交付金制度の要件について今説明をいただいたところでございますが、昨年の厚木市議会12月定例会において私は質問をしましたが、その中で、現施設がなくなれば調整区域というまちづくり計画部長の答弁がありました。現施設の跡地利用を考えているか伺いたいと思います。

○長嶋一樹事務局長 現在の環境センターにつきましては厚木市の都市施設として指定されておりまして、厚木市が主導権をとられるものと考えておりますけれども、当組合とい

たしましては、現在、平成25年度、平成26年度の継続事業で策定を進めております基本計画の施設配置計画等を勘案しながら、地域住民のご意見等を踏まえた中で、どのような有効利用が一番よいのか、厚木市と調整を図ってまいりたいと考えております。

○6番 井上敏夫議員 ありがとうございます。そうしますと、現施設の跡地については利用する形で厚木市と詰めていくという方向で受けとめていいのかなと思っておりますが、ただいま管理者からご答弁いただきましたとおり、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設整備事業を循環型社会形成推進地域計画に位置づける必要があるという答弁をいただきました。これに位置づけることによって交付金の対象になってくる。そうしますと、地域計画の中には、今度、新たなごみ焼却炉以外に、関連するものでさまざまな施設がそこに入ってくるのではないかなと思っておりますが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○長嶋一樹事務局長 解体に係る工事に対する循環型社会形成推進交付金の交付につきましては、交付取扱要綱等の中で、廃止する焼却施設の解体と新設する廃棄物処理施設整備を一体として行う事業であることを要件としております。解体と整備が異なる事業主体によって行われる場合にはこの要件を満たさないということでございます。現施設につきましては、先ほど申しましたとおり、厚木市の所有物件でございますので、どのようにすれば交付金の対象事業になるかななどを精査していきます。どういうふうな廃棄物関係の施設になるかということはまだ決まっておりませんが、適正な財源の確保に向けまして、厚木市と連携して考えていきたいと思っております。

○6番 井上敏夫議員 この交付金制度は当然国策でもあるわけで、また、神奈川県もかわることだと思います。現在、中身についてはこれから検討ということなのですが、廃棄物処理施設ということで想定されるものほどのようなことを考えておられますでしょうか。

○長嶋一樹事務局長 今度、焼却施設をまずつくります。あと粗大ごみの破碎施設をつくります。あと考えられることとなりますと収集基地とかりサイクルセンター的なもの、また、何かを中間的に置くような施設が考えられると思います。

○6番 井上敏夫議員 今、私の手元にある資料で、最近インターネットで何でも手元に届くわけですけれども、下関市の次期ごみ焼却施設整備基本計画というのがございます。これを見ますと、廃棄物処理施設としては、ごみのストックヤード。これは災害時において、今回の東日本大震災でも、皆さんもご承知だと思いますが、ごみのストックヤードを確保するのに各自治体大変な思いをしたわけですが、そういったストックヤードを用意することもこの循環型の施設整備基本計画の中に入っております。そして今説明にあった破碎設備、プラットホーム、そのほかに多目的ストックヤード、バッテリーチャージスタンドとか、かなりこういう施設が計画の中に出てきている。そうしますと当然今回新たに求める土地の中では用が足りずに、現施設を取り壊した後にこういう施設の確保が行われてくるのかなど。そして新たな施設については当然補助金はつきますが、現施設を取り壊すときの補助金をもらうには、当然それまでにこういう計画も全部網羅しなくてはいけないということが出てくるわけですね。

今、当組合には、制度としてのパブリックコメントがあります。そういった意味で、既に地域計画をやっていると思えます。今つくっている地域計画は何年で終わるかわかりませんが、その後には、またさらにおおむね5年の地域計画ができると思えます。そのときにはこのパブリックコメントというものをされるのでしょうか。

※○長嶋一樹事務局長 現在の神奈川県厚木愛甲地域循環型社会形成推進地域計画につきましてはパブリックコメントを行っております。その理由でございますけれども、現行の循環型社会形成推進地域計画につきまして

(※は8頁を参照)

は、組合を構成しております3市町村と組合でつくっております厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画というのがございまして、それをベースにして地域循環型社会形成推進地域計画をつくっております。そして、先ほど言いましたごみ処理広域化実施計画の策定時におきましてパブリックコメントを実施しておりますので、3市町村の住民の皆様のご意見をそのときにいただいております。それで割愛しているということになっております。

また、現行の計画につきましては平成28年度までの計画でございますので、当然また平成28年度からの第3次の地域循環型社会形成推進地域計画をつくらなくてはいけないんですけれども、これにつきましても厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画との整合性を図りながら進めてまいりますので、その計画の内容に大きな変更等が生じた場合には、その時点でパブリックコメントを実施してまいりたいと考えております。

○6番 井上敏夫議員 ありがとうございます。さらに下関市の計画の例をとりますと、今回新しい施設をつくるわけですが、その次のおおむね30年後を想定して、そのときにまた新たな施設をつくる時に施設建設に支障がないように、先ほど申し上げた設備を配置するというような計画になっているんですね。ですからほぼ同じ場所で、天地返しではないけれども、移転しながらさらにその先へと焼却炉を確保して新たな施設を建設していく、そのような計画になっているんですね。そういうことを考えると、今回この場所もそういった方向になっていくのかなど。これはあくまでも推測でございますけれども、今考えられることで、その辺はいかがでしょうか。

○長嶋一樹事務局長 再三申し上げますとおり、まだ跡地利用につきましては決まっております。これも再三申し上げますとおり、今の環境センターにつきましては厚木市の所有物でございますので、今後、厚木市と連携を密にして考えていきたいと思えます。

○6番 井上敏夫議員 私はここでは財源確

保ということを申し上げましたけれども、将来的なそういう施設は一体的につくるということで整備計画をまとめて申請していくことになりますと現施設の取り壊しの費用も交付金として出ますし、さらにそこにつくる施設、総称して廃棄物処理施設、そういったものが交付の対象になってくる。そういったことで、各市町村の財政の圧迫を軽減するということから考えますと、この交付金を使っていかざるを得ないのかなという考えに立つわけでございます。そういうことになると、もう永久的なことになってくるのかなということです。

それから、ここは厚木市は都市計画区域になっています。調整区域と市街化区域に分かれています。この中間処理施設というのは、用途地域が決まっている場合は、できれば工業系の中につくりなさいよというのが都市計画の運用指針の中に定められておるわけで、今回は調整区域。調整区域は調整区域で、それはそれで仕方ないことかもしれませんが、将来的に線引きの見直しになったときに、この施設が不適格建築物にならないためには、工業系の用途指定が行われなければいけない。周辺には住居地域がある。用途の定め方というのは、住居地域に隣接しては準工業地域、そしてさらに工業地域という段階を踏んでいくわけですね。ですからその辺の将来的な土地利用にも影響してくるのではないかなと。これは施設組合に言ってもしょうがないのかなと思いますが、地域として広く持っていたかなければいけないというふうに思います。

そういったこともいろいろと加味しますと、ただ施設をつくれればいいというのではなくて、総合的に、その自治体の都市計画としての位置づけが必要になってくるのではないかなというふうに思うわけでございます。

一応財源確保については交付金制度を活用していくということと、それから地域計画をつくっていくということが確認されましたので、私はそれはそれで進めたいと思っていますけれども、何かございまして

しょうか。

※○長嶋一樹事務局長 ちょっとお答えする前に、先ほど私、現行の地域計画は平成28年度までと言ってしまうけれども、平成27年度でございますので、ご訂正いただきたいと思えます。

それで、今、井上議員は大きなお話をされました。私のほうで請け負っておりますのは、厚木市からご報告のありました金田地区に新ごみ中間処理施設を建設するというのが私のほうの使命でございまして、その都市計画決定をする理由につきましては法律的な面から規定されておりまして、都市計画法第11条においてごみ焼却場は都市計画において定めることになっているとともに、さらに、建築基準法第51条において、都市計画決定がなされなければ建築できないとされておるために都市計画決定を求めていくものでございます。

○6番 井上敏夫議員 説明はわかりました。そこにはいろんな理由があるんですが、ここで理由を聞いても説明できない部分があるろうかと思えます。

次に、予算執行についてお尋ねしておりますので、予算執行の条件について聞きたいんですけども、管理者答弁では、はっきりというか、詳しくは説明を受けておりませんが、これにつきましては、施設組合としては厚木市のほうからここだという候補地が決定したということで依頼があつて進めているということであるならば、それはそれでいたし方のないことかもしれませんが、実際私も金田の人間でございますので、その状況をお話しします。建設候補地として公表されている金田なんですけど、その予定地は金田東部自治会に包含されると言っても過言ではないと思えます。そこは農地と住居地域が一体となった理想的な農住地域と言っても過言ではないと思えます。それだけ住民の生活に密着した田園風景の残る場所でもありまして、金田東部自治会は198軒あります。ここで白紙撤回を求め署名運動では509通、1076名もの署名が集まったということは周知のことだと思います。

自治会員である私が代表民主制の立場から

(※は7頁を参照)

お話ししますと、自治会の中では民意ははっきりしておらず、混迷している状況にあります。こうしたさなか、自治会の代表である自治会長が自治会員から訴えを起こされていることをつけ加えさせていただきます。このことが今後の予算執行にどのように影響していくか推しはかることはできませんが、私としては憂慮していますということを伝えておきます。

冒頭でも触れましたとおり、予算執行に当たっては情理を持って対応していただきたい。これを議論するというよりもお願いしていきたい。何かありますでしょうか。

○長嶋一樹事務局長 本定例会に陳情第1号が提出されておりますとおり、金田地区内に新ごみ中間処理施設の建設に反対のご意見があることは、当組合としても十分承知しております。しかしながら、厚木市におかれましては、平成23年7月19日の候補地としての公表以来、金田地区環境保全委員会や金田上部・中部・東部自治会の隣組長説明会、また3自治会への説明会、東部自治会への各戸訪問、さらに関係者への説明、また反対される会との意見交換会などを精力的に行ってこられたということを聞き及んでいるところでございます。これらの過程を経まして、平成25年11月13日、厚木市と金田地区環境保全委員会及び金田地区の3自治会との間で、新ごみ中間処理施設建設に伴う協定書が締結されまして、同日付で厚木市長から当組合の管理者に候補地選定の報告がありましたので、この報告を受けまして、11月15日に当組合の建設予定地として決定いたしましたものでございます。

このようなことから、当組合といたしましては、厚木市が地域住民の皆様に対し慎重かつ懇切丁寧に説明等をしながら進められ、候補地として選定していただいたと認識しておりますことから、12月には予定地の地権者の皆様へ挨拶に回らせていただくとともに、3月5日には地権者を対象に事業説明会を開催いたしております。

さらに、12月26日にはごみ中間処理施設整

備基本計画策定等支援業務委託をコンサルタント会社と締結し、基本計画の策定などを平成25年度、平成26年度の継続事業で実施してまいるとともに、新ごみ中間処理施設整備に必要な事項を検討するため、学識経験者や行政機関の職員、地元住民の代表で構成されまごみ中間処理施設整備検討委員会を平成26年2月26日に設立いたしております。平成26年度につきましても、環境面や安全面に配慮した施設整備を図るため、基本計画の策定、ごみ中間処理施設整備検討委員会の開催、また、予定地の地質調査や地形調査等の業務を粛々と実施してまいりたいと考えております。

○6番 井上敏夫議員 説明いただき、ありがとうございます。その辺においても、どうもギャップが大分あるような気がいたします。我々は代表民主制の中で立っているわけですが、陳情が出てくるということは、これはもう直接民主制の立場になってきてしまう。これまでも住民運動によってさまざまな条例改正が行われてきたいろんな経過もございます。全て住民運動がいけないというわけでもありませんし、やはりこれに耳を傾ける必要もあるだろう。予算執行を粛々と進めていくことも必要かもしれませんが、やはりしっかりと住民のほうにも目を向けて、対応していく必要があるのではないかなと思います。

私も自治会員としてその地域に住んでおまして、非常にやり切れない思いをしているところでございます。かといって管理者が進めることに対して反対をするものではございませんが、やはり民意というものはしっかり酌み取りながら予算執行していかないと、先々大変なことになるのではないかなという思いがするところでございます。そういう心配をお伝えいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田上祥子議長 岩澤敏雄議員。

○13番 岩澤敏雄議員 改めまして、おはようございます。それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

私どものほうに予定しております最終処分場についてでございますが。

稼働の開始時期についてということで、保安林の解除等の法規制解除が大分おけているようだが、平成28年度稼働がどうなるのかということでお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○小林常良管理者 ただいま岩澤敏雄議員から、最終処分場について、施設の稼働時期について、保安林解除等の法規制解除がおけているようだが、平成28年度稼働はどうかとのお尋ねでございますが、本組合では、平成28年度の施設稼働を目指し、保安林解除等の法規制解除に向けた事務を進めているところでありますが、施設の稼働時期につきましては、現在作業を行っております実施設計業務の中で精査してまいりたいと考えております。

○13番 岩澤敏雄議員 それでは、多少再質問をさせていただきます。

平成25年度における状況によると、保安林の解除申請、あるいは神奈川県建築基準条例による手続において事業の進捗に滞りがあると聞き及んでおりますが、工事及び稼働開始時期の予定に変更が生じるようなことはないのでどうか、お伺いをいたします。

○長嶋一樹事務局長 議員ご指摘のとおり、現在、平成25年度に実施してまいりました実施設計業務の検証過程によりまして、建物の高さ、道路斜線制限、日影規制等におきまして、神奈川県建築基準条例に抵触する部分が明確になってきているのは事実でございます。その条例をクリアするためには、建物の位置や高さに若干の変更を余儀なくされることから、事業区域内における林地や緑地など代替施設の面積に変更が生じてしまうことになりました。こうしたことから、既に提出いたしております保安林解除申請書につきましては修正を行う必要があります。現在、実施設計業務の進捗状況を見据えながら、県と調整を行っておりますところでございます。

また、県の建築基準条例をクリアするための方策でございますけれども、神奈川県建築

審査会への早期上程に向けまして、実施設計業務の中で今事務を進めているところでございます。組合といたしましては、現在、平成28年度の稼働に向けまして、平成26年度末からの進入路の造成工事、さらに、その翌年度からの敷地造成工事等に向け実施設計業務を進めているところでございますけれども、保安林解除や県建築基準条例に係る国や県など関係機関との調整、また、地域の皆様との調整など、現在行っております実施設計業務の中で多角的な分野から検証を行いまして、先ほど管理者が申しましたとおり、稼働開始時期等を精査してまいりたいと考えております。

○13番 岩澤敏雄議員 先ほども管理者のほうから実施設計の中で進めていくというようなことでございますけれども、私ども清川村におきましては、最終処分場について、柿ノ木平自治会、あるいは坂尻自治会が条件つきで受け入れの同意をしております。これは平成18年6月であり、もう少しで8年になろうかというように思います。

この最終処分場施設整備に伴い、清川村におきまして、調査研究にかかわる活動費、あるいは交付金を毎年度交付しておるような状況でございます。また、こういった活動に不可欠な集会施設も設置し、現在に来ておるわけでございますが、なお今現在、環境整備の中で、村道の工事を行っておるところでもございます。こういったことを皆様方には十分ご認識、ご承知していただき、今後、中間処理施設、あるいは最終処分場に関係する平成28年度事業執行におくれないよう進めていただきたい、こんなふうに思います。

参考までに、清川村でも現在、地元にあすなろ会さんという会があるんですが、そういった地元の皆さんに1470万円からの金額を単独で交付しているような状況であります。また、平成26年度にも427万9800円という金額を村単独で交付しておるわけです。先ほどからお話が出ておりますように、中間処理施設のおくれによって、こういった村で交付する金額も毎年交付していかなければならない状況

であります。十分この辺を承知していただいて、今後、施設整備の進捗をなるべく進めていただくことをお願いしたいというふうに思うわけであります。

また、先ほどから進入路のことにつきまして、この進入路というのは保安林が解除できないと工事が執行できないようなお話もちよっと聞いていたんですが、平成26年度にどうのというお話が先ほど局長のほうからありましたけれども、この辺についてはどのようになっていますか。

○長嶋一樹事務局長 先ほど申しましたとおり、今、実施設計の中で、それと抱き合わせて保安林解除に向けて事務を進めております。ここでようやくめどが立ってまいりましたので、半年ぐらいの期間で解除できるものと考えております。そうしますと、平成26年度の着手といいましても、多分ですけれども、来年の頭あたりに工事契約とか、そういうふうなことになる予定で事務を進めているところでございます。

○13番 岩澤敏雄議員 そういうことでありまして、その進入路につきましてはいろいろ部分的な工事もあるかと思えます。そういった部分では、清川の地元の業者さんをぜひ優先して使っていただけたらと、こんなふうに思うわけでございます。

まとめといたしまして、ただいま申し上げましたように、本村の小さい予算の中で、地元あすなろ会さんにこういった交付をしておるわけです。こういったことを十分ご認識いただいて、今後の施設整備になお一層の努力をお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○田上祥子議長 以上で通告がありました一般質問は終了いたしました。

○田上祥子議長 日程5「議案第1号 平成25年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第1号 平成25年度厚木愛甲環境施設

組合会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ288万5000円を減額し、補正後の総額を1億3529万9000円とするものでございます。

初めに、歳入歳出予算の内容でございますが、歳入につきましては、市町村負担金を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、派遣職員給与費が当初見積額を下回るが見込まれるため、職員管理費を減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費でございますが、最終処分場施設整備調査事業費につきまして、年度内での完了が見込めないことから、設定するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田上祥子議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程5「議案第1号 平成25年度厚木愛甲環境施設組合会計補正予算(第2号)」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 開議

○田上祥子議長 再開いたします。

日程6「管理者施政方針」の説明に入ります。管理者。

○小林常良管理者 平成26年度の予算及び諸

案件のご審議をお願いするに当たり、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、私の組合運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、主要な施策についてご説明申し上げます。

私たちの住む厚木市、愛川町及び清川村は、丹沢山系の山並みや、相模川、中津川及び小鮎川の清流など豊かな自然環境に恵まれており、私たちにとってかけがえのない財産となっています。このような自然と共存した持続可能な社会を将来を担う子供たちに引き継いでいくことは、私たちの重要な使命であります。

我が国においては、東日本大震災以降、環境やエネルギー問題が注目される中、社会のあり方や豊かさ、環境に対する考え方が大きく変わろうとしています。これまでのようなライフスタイルや社会経済の構造を見直し、地球環境に負荷をかけない、持続可能で真に豊かな社会を築き上げていけるよう、新たな生き方を選択すべきときを迎えているのではないのでしょうか。

本組合におきましても、循環型社会の形成の一翼を担う、環境に配慮した施設整備を目指し、その役割を十分に認識しながら、事業の推進に努めてまいります。

さて、平成26年度の予算編成に当たりましては、本組合の歳入の根幹をなす構成市町村の負担金について、引き続き市町村が厳しい財政状況にありますことから、限られた財源の効果的な配分と経常経費の節減に努める一方、事業の進展に伴いまして施設建設にかかわる所要の事業費を措置した結果、1億6524万8000円の予算規模といたしました。

事業の執行に当たりましては、国の循環型社会形成推進交付金の活用により財源確保を図るとともに、歳出全般の抑制に努めながら、引き続き「循環型社会の構築を目指したごみ処理施設整備の推進」及び「情報提供推進による事業の透明性の確保」を2大施策として、ごみ処理広域化の早期実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

初めに、「循環型社会の構築を目指したごみ

処理施設整備の推進」の取り組みについてご説明いたします。

最終処分場につきましては、建設予定地における保安林の法規制解除に向け、引き続き関係機関との調整を図るとともに、並行して処理設備・施設に係る実施設計を行うことにより、年度内の用地取得及び着工を目指して事業を進めてまいります。

また、ごみ中間処理施設につきましては、昨年11月15日、厚木市金田地区の厚木市環境センター北側隣接地を建設予定地に決定いたしましたので、地元の皆様や関係地権者の皆様のご理解、ご協力を賜りながら、環境面や安全面に配慮した施設整備に努めてまいります。

なお、施設の整備方針につきましては、学識経験者や行政機関の職員、地元住民の代表などから成る厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会において必要な事項を検討してまいります。

次に、「情報提供推進による事業の透明性の確保」の取り組みについてご説明申し上げます。

今後、事業の内容がより具体化することに伴い、情報公開の重要性もさらに増してまいりますことから、ホームページや市町村広報紙を活用し、住民の皆様にご組合事業に対する理解と認識を深めていただけるよう、情報提供の推進と事業の透明性の確保に努めてまいります。

以上、平成26年度の組合運営に当たり、私の所信及び主要な施策を述べてまいりましたが、組合の設立から10年が経過し、最終処分場、ごみ中間処理施設とも、いよいよ整備・検討が本格化するときを迎えようとしております。厚木市、愛川町及び清川村の3市町村の英知を結集し、全力で取り組んでまいりますので、住民の皆様並びに議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。平成26年度の施政方針といたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○田上祥子議長 以上で管理者施政方針の説

明を終わります。

○田上祥子議長 日程7「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第2号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法等の一部改正に伴い、引用する法律名の変更等所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田上祥子議長 質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程7「議案第2号 厚木愛甲環境施設組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○田上祥子議長 日程8「議案第3号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

○小林常良管理者 ただいま議題となりました議案第3号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年度予算につきましては、広域廃棄物処理施設整備調査事業費並びに人件費及び組織運営費等の必要見込額を措置し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6524万8000円とするものです。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入の内容でございますが、分担金及び負担金につきましては、構成市町村から負担金を受け入れるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金を受け入れるものでございます。

次に、繰越金につきましては、平成25年度の残額を繰り越すものでございます。

次に、諸収入を計上するものでございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

議会費につきましては、議員報酬や会議録作成業務委託料などを計上するものでございます。

次に、総務費につきましては、職員人件費、一般事務費のほか、監査委員の報酬などを計上するものでございます。

次に、衛生費につきましては、最終処分場の事業用地購入費や、ごみ中間処理施設建設予定地における地質調査委託料など、施設整備に必要な事業費を計上するものでございます。

次に、予備費につきまして計上するものでございます。

最後に、継続費につきましては、ごみ中間処理施設整備調査事業費ほか1事業について設定するものでございます。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田上祥子議長 質疑に入ります。——別に

なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第36条第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員会付託を省略いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

採決いたします。日程8「議案第3号 平成26年度厚木愛甲環境施設組合会計予算」は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

○田上祥子議長 日程9「陳情第1号 新ごみ中間処理施設を金田地区に建設することに反対する陳情」を議題といたします。

本件は、議会運営委員会に審査を付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時49分 開議

○田上祥子議長 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、付託事項の審査がされましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、渡辺貞雄議員。

○渡辺貞雄議会運営委員長 本会議休憩中に、当委員会に付託された案件の審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

「陳情第1号 新ごみ中間処理施設を金田地区に建設することに反対する陳情」は、委員から、候補地の選定は地元の自治体がやることだと思うので、厚木市において今後も地元へ丁寧な説明をお願いしたい。組合は施設をつくるのが仕事であり、この陳情には賛成しかねる、との意見がありました。

また、委員から、候補地選定に当たり、厚

木市において十分に調整をされたと理解している。組合には事業の推進をお願いし、この陳情に反対したい、との意見がありました。

また、委員から、事業を進めるに当たっては住民の意見を聞く必要がある。厚木市の今後の対応を見きわめる意味でも継続審査にしたい、との意見がありました。

継続審査と採決の2つの意見が競合したため、初めに継続審査とすることについて採決したところ、賛成少数で、継続審査とすることが否決されたため、改めて採決を行い、採決の結果は、賛成なしで不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○田上祥子議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。——別になければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。——別になければ討論を終結いたします。

(井上敏夫議員退席)

採決いたします。日程9「陳情第1号 新ごみ中間処理施設を金田地区に建設することに反対する陳情」に対する委員長報告は不採択であります。よって本陳情について採決いたします。本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立なし)

起立なし。よって本件は不採択とすることに決しました。

(井上敏夫議員復席)

○田上祥子議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして平成26年厚木愛甲環境施設組合議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時53分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議長 田上祥子

議員 太田洋

同 小島一郎